

# NICE GREEN評価シート

## 【敷地の条件】

敷地面積を記入して下さい  m<sup>2</sup>

敷地の建ぺい率の該当する箇所を○で囲んでください。  
 「建ぺい率の最高限度」とは、基本的に各用途地域で定められている指定建ぺい率です。  
 (ウェブサイト「名古屋都市計画情報提供サービス」で用途地域指定図を提供していますのでご利用ください)

建ぺい率の最高限度等	50%以下	50%超60%以下	60%超	市街化調整区或	風致地区	地区計画区或
基準緑化率	20%	15%	10%	20%	30%	~25%

※異なる用途地域にまたがる場合、地区計画の場合は  %  
 当該地の基準緑化率を右の欄に記入してください。

## 【評価認定基準】

※数値は接道延長を除き小数点第2位以下を切り捨てた数値を記入してください  
 ※公開性とは「道路から容易に眺望できること」「不特定の人が立ち入って見ることができること」のいずれかを満たすことが条件です

① 緑化面積の合計を記入してください  m<sup>2</sup>  点  
 ・緑化面積の計算方法は、緑化地域制度における計算方法と同じです。

緑化率を記入してください  %  
 $緑化率 = 緑化面積 / 敷地面積 \times 100$

敷地面積に対して、緑化面積が基準緑化率+1%以上2%未満 (最小は20m <sup>2</sup> )	→	5点
敷地面積に対して、緑化面積が基準緑化率+2%以上5%未満 (最小は30m <sup>2</sup> )	→	10点
敷地面積に対して、緑化面積が基準緑化率+5%以上10%未満 (最小は40m <sup>2</sup> )	→	20点
敷地面積に対して、緑化面積が基準緑化率+10%以上 (最小は50m <sup>2</sup> )	→	30点

② 樹木の本数を記入してください  点

- 新植・既存を問わず敷地内の樹木すべてを計上できます。
- 樹木の高さは申請時の高さ(計画認定の場合は完了時の高さ)で判断します。

周囲2m以内に競合する樹木や工作物が存在しない中木が対象です

高木 (H4.0m以上)	<input type="text"/>	本	<input type="text"/> 点
中高木 (H2.5m以上H4.0m未満)	<input type="text"/>	本	
中木 (H1.0m以上H2.5m未満)	<input type="text"/>	本	
低木 (H0.3m以上H1.0m未満)	<input type="text"/>	本	

上記中木のうち将来高木になることが見込めるもの

樹木換算面積 (m<sup>2</sup>)  
 = (高木本数 + 中高木本数 + 将来高木になることが見込める中木) × 10  
 + 中木本数 (将来高木になることが見込めるものは除く) × 3  
 + 低木本数 × 0.2

樹木換算面積  m<sup>2</sup>

樹木換算率  %  
 $樹木換算率 = 樹木換算面積 / 敷地面積 \times 100$

敷地面積に対して、樹木換算面積が3%以上5%未満	→	5点
敷地面積に対して、樹木換算面積が5%以上10%未満	→	10点
敷地面積に対して、樹木換算面積が10%以上30%未満	→	20点
敷地面積に対して、樹木換算面積が30%以上50%未満	→	30点
敷地面積に対して、樹木換算面積が50%以上	→	40点

③ 敷地の接道延長を記入してください (小数点第2位以下切り)  m  点

接道緑化延長を記入してください  m

接道緑化率 = 接道緑化延長 / 接道延長 × 100 接道緑化率  %

- 敷地の接道緑化の延長が、接道延長全体の30%以上50%未満 → 5点
- 敷地の接道緑化の延長が、接道延長全体の50%以上70%未満 → 10点
- 敷地の接道緑化の延長が、接道延長全体の70%以上 → 20点

④ 季節の草花が植栽されている面積を記入してください ※公開性のある場所に全景が視認できるよう植栽されたものに限り  m<sup>2</sup>  点

- 敷地面積の1%以上 (最小は2m<sup>2</sup>以上) → 5点

⑤ 公開性のある緑化面積の合計を記入してください  m<sup>2</sup>  点

- 公開性のある緑化面積が緑化面積全体の25%以上50%未満 あるいは100m<sup>2</sup>以上ある (最小は10m<sup>2</sup>) → 5点
- 公開性のある緑化面積が緑化面積全体の50%以上 あるいは200m<sup>2</sup>以上ある (最小は20m<sup>2</sup>) → 10点

⑥ 公開性のある垂直面への緑化面積の合計を記入してください  m<sup>2</sup>  点

- 公開性のある建築物外壁への緑化面積およびフェンス・擁壁・看板等工作物垂直面への緑化面積が敷地面積の2%以上ある → 10点

⑦ 植栽後概ね10年以上経過している高木が1本以上ありますか?  有・無  点

- 当該樹木の全景がわかる写真を添付 → 5点

⑧ 公開性のある主要な樹木の半数以上に樹名板を設置していますか?  有・無  点

- 構造がわかる写真・カタログの写しなどを添付 → 5点

⑨ 在来種の樹木を植栽樹種の10%以上植栽していますか?  有・無  点

- 樹木一覧に当該樹木がわかるように表記 → 5点

⑩ 生きものの餌場となる植物 (実のなる樹など) を植栽していますか? あるいは巣箱・水場などを設置していますか?  有・無  点

- 当該植物・当該場所がわかるように平面図に表記 巣箱・水場などは写真・カタログの写しなどを添付 → 5点

合計評価点	評価ランク
80点以上	★★★ (優秀な緑化)
50点以上 80点未満	★★ (良好な緑化)
30点以上 50点未満	★

合計点  点

# NICE GREEN評価シート (記入例)

## 【敷地の条件】

敷地面積を記入して下さい 600.55 m<sup>2</sup>

敷地の建ぺい率の該当する箇所を○で囲んでください。  
 「建ぺい率の最高限度」とは、基本的に各用途地域で定められている指定建ぺい率です。  
 (ウェブサイト「名古屋市都市計画情報提供サービス」で用途地域指定図を提供していますのでご利用ください)

建ぺい率の最高限度等	50%以下	50%超60%以下	60%超	市街化調整区域	風致地区	地区信託区域
基準緑化率	20%	15%	10%	20%	30%	~25%

※異なる用途地域にまたがる場合、地区計画の場合は          %  
 当該地の基準緑化率を右の欄に記入してください。

## 【評価認定基準】

※数値は接道延長を除き小数点第2位以下を切り捨てた数値を記入してください  
 ※公開性とは「道路から容易に眺望できること」「不特定の人が立ち入って見ることができること」のいずれかを満たすことが条件です

① 緑化面積の合計を記入してください ①緑化面積  
 ・緑化面積の計算方法は、緑化地域制度における計算方法と同じです。 145.8 20 点

緑化率を記入してください 24.2 %  
 $緑化率 = 緑化面積 / 敷地面積 \times 100$

敷地面積に対して、緑化面積が基準緑化率+1%以上2%未満 (最小は20m <sup>2</sup> )	→	5点
敷地面積に対して、緑化面積が基準緑化率+2%以上5%未満 (最小は30m <sup>2</sup> )	→	10点
敷地面積に対して、緑化面積が基準緑化率+5%以上10%未満 (最小は40m <sup>2</sup> )	→	20点
敷地面積に対して、緑化面積が基準緑化率+10%以上 (最小は50m <sup>2</sup> )	→	30点

② 樹木の本数を記入してください ②樹木植栽  
 ・新植・既存を問わず敷地内の樹木すべてを計上できます。  
 ・樹木の高さは申請時の高さ (計画認定の場合は完了時の高さ) で判断します。

周囲2m以内に競合する樹木や工作物が存在しない中木が対象です →

高木 (H4.0m以上)	1	本		20	
中高木 (H2.5m以上H4.0m未満)	5	本			
中木 (H1.0m以上H2.5m未満)	12	本			
上記中木のうち将来高木になることが見込めるもの	1	本			
低木 (H0.3m以上H1.0m未満)	35	本			

樹木換算面積 (m<sup>2</sup>)  
 = (高木本数 + 中高木本数 + 将来高木なることが見込める中木) × 10  
 + 中木本数 (将来高木なることが見込めるものは除く) × 3  
 + 低木本数 × 0.2

樹木換算面積 110 m<sup>2</sup>

樹木換算率 18.3 %  
 $樹木換算率 = 樹木換算面積 / 敷地面積 \times 100$

敷地面積に対して、樹木換算面積が3%以上5%未満	→	5点
敷地面積に対して、樹木換算面積が5%以上10%未満	→	10点
敷地面積に対して、樹木換算面積が10%以上30%未満	→	20点
敷地面積に対して、樹木換算面積が30%以上50%未満	→	30点
敷地面積に対して、樹木換算面積が50%以上	→	40点

③ 敷地の接道延長を記入してください (小数点第2位以下切り)  m  点 ③接道緑化

接道緑化延長を記入してください  m

接道緑化率=接道緑化延長/接道延長×100 接道緑化率  %

- 敷地の接道緑化の延長が、接道延長全体の30%以上50%未満 → 5点
- 敷地の接道緑化の延長が、接道延長全体の50%以上70%未満 → 10点
- 敷地の接道緑化の延長が、接道延長全体の70%以上 → 20点

④ 季節の草花が植栽されている面積を記入してください ※公開性のある場所に全景が視認できるように植栽されたものに限ります  m<sup>2</sup>  点 ④季節の草花の植栽

敷地面積の1%以上 (最小は2m<sup>2</sup>以上) → 5点

⑤ 公開性のある緑化面積の合計を記入してください  m<sup>2</sup>  点 ⑤公開性のある緑化面積

公開性のある緑化面積が緑化面積全体の25%以上50%未満  
あるいは100m<sup>2</sup>以上ある (最小は10m<sup>2</sup>) → 5点

公開性のある緑化面積が緑化面積全体の50%以上  
あるいは200m<sup>2</sup>以上ある (最小は20m<sup>2</sup>) → 10点

⑥ 公開性のある垂直面への緑化面積の合計を記入してください  m<sup>2</sup>  点 ⑥公開性のある垂直面緑化面積

公開性のある建築物外壁への緑化面積およびフェンス・擁壁・看板など工  
物垂直面への緑化面積が敷地面積の2%以上ある → 10点

⑦ 植栽後概ね10年以上経過している高木が1本以上ありますか?   有  無  点 ⑦既存樹木の保全

当該樹木の全景がわかる写真を添付 → 5点

⑧ 公開性のある主要な樹木の半数以上に樹名板を設置していますか?   有  無  点 ⑧樹名板の設置

構造がわかる写真・カタログの写しなどを添付 → 5点

⑨ 在来種の樹木を植栽樹種の10%以上植栽していますか?   有  無  点 ⑨在来種の植栽

樹木一覧に当該樹木がわかるように表記 → 5点

⑩ 生きものの餌場となる植物 (実のなる樹など) を植栽していますか?あるいは巣箱・水場などを設置していますか?   有  無  点 ⑩生きものの住処・餌場の設置

当該植物・当該場所がわかるように平面図に表記  
巣箱・水場などは写真・カタログの写しなどを添付 → 5点

合計評価点	評価ランク
80 点以上	★★★★ (優秀な緑化)
50 点以上 80 点未満	★★★ (良好な緑化)
30 点以上 50 点未満	★

合計点 70 点

# NICE GREEN評価シート(補足説明)

## 【敷地の条件】

### 敷地面積

- 【①評価の対象である緑化施設が、建築行為に伴って整備される場合】  
⇒建築確認申請の敷地面積を記入して下さい。
- 【②評価の対象である緑化施設が、建築行為を伴わずに単独で整備される場合】
- 【③評価の対象である緑化施設が既に整備されている場合】  
⇒以前申請した建築確認申請の敷地面積がわかる場合はその数字を記入して下さい。  
⇒建築確認申請の敷地面積が不明な場合、もしくは敷地に建築物がない場合は、機能上一体である敷地面積（小数点第3位以下切り捨て）を入力して下さい。その場合は敷地の大きさや形状のわかる図面（手書きのものでも可）を添付して下さい。

### 建ぺい率と基準緑化率

- ・角地緩和が適用される場合や防火地域の指定区域内で耐火建築物等を建築する場合、準防火地域の指定区域内で準耐火建築物等を建築する場合で、建ぺい率の緩和が適用される場合は、緩和された後の建ぺい率が建ぺい率の最高限度となります。
- ・風致地区に該当する場合は「風致地区」を選択してください。
- ・緑化率の最低限度が定められている地区計画に該当する場合は、「地区計画」を選択し、当該地区計画の緑化率の最低限度を記入してください。
- ・敷地が基準緑化率の異なる区域にまたがる場合は、面積に応じて基準緑化率を加重平均した値（小数点第2位以下を切り上げ）を記入して下さい。

## 【評価認定基準】

### ①緑化面積

- ・緑化地域制度における計算方法、緑化面積の算出に必要な「配置図」や「求積図」の作成方法については、  
[名古屋公式ウェブサイト⇒事業向け情報⇒道路・川・みどり](https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008169.html)  
⇒緑化地域、風致地区、特別緑地保全地区、みどりの補助金等⇒緑化地域制度について  
⇒緑化地域制度マニュアル  
<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008169.html>  
を参考にして下さい。



### ②樹木植栽

- ・タケ、ササ類は低木扱いとします。
- ・ヤシ、ドラセナなどの特殊樹は幹高を「高さ（樹高）」とします。
- ・「将来高木になることが見込める中木」は、当該樹木の幹芯の位置を中心に半径2m以内に競合する樹木や建築物や塀、その他工作物が無く、将来樹高4m以上に成長することが見込める樹種が対象です。当該樹木がわかるように平面図に表記してください。

### ③接道緑化

- ・「敷地の接道延長」とは、敷地が道路に接する延長をいいます。
- ・「接道緑化延長」とは、敷地の接道面から7m以内の範囲に整備された道路から見える緑化（\*）の延長の合計（重複部および緑化面積として計上できない部分は除く）です。  
（\*）「道路から2m以内の範囲は樹高15cm以上」「道路から2～7mの範囲は樹高1m以上」で、樹木の葉と葉が触れ合う程度の密度で列に植えられた樹木（列植）のうち道路から見えるもの（塀などで隠れる場合は、上部が50cm以上見えていれば計上可）に限ります。  
芝・地被植物および列植ではない低木は該当しません。  
高木・中高木については、樹木を植えた位置を長さの中心として、高木は2.1m、中高木は1.6mを接道緑化延長として計上できます。  
奥行き方向へ緑化した場合は、その長さの半分を接道緑化延長に加えることができます。  
つる植物などを建築物や工作物の壁面に緑化した場合も、その延長を接道緑化延長に加えることができます。
- ・緑化面積の算出のために作成する「配置図」や「求積図」に、接道面から2mおよび7mのところにラインを引き、「接道緑化延長」を算出して下さい。

#### ④季節の草花の植栽

- ・季節に応じて草花の植え替えをする花壇・大型コンテナなどが計上できます。

#### ⑤公開性のある緑化面積

- ・「道路から容易に眺望できる」または「不特定の人が立ち入って見ることができる」緑地部分を計上できます。

次の例の場合も条件を満たせば計上ができます。

- 例) ・前面にフェンス等の工作物がある。→ 全体の1/2以上が視認できる部分は計上できます。  
・商業施設等で夜間や休日が閉鎖される。→ 週の4日以上解放されていれば計上できます。  
・複合オフィスビルの屋上庭園や中庭。→ 建物来館者も見ることができる場合は計上できます。

#### ⑥公開性のある垂直面緑化面積

- ・「道路から容易に眺望できる」または「不特定の人が立ち入って見ることができる」場所に設置された壁面緑化等、垂直面へ緑化された部分を計上できます。  
外壁等から50cm以内の場所に葉と葉が触れ合う程度の密度で植栽された樹木の垂直投影面積も計上できます。

- 例) ・立体駐車場など工作物の壁面に資材を設置し緑化した部分  
・外周フェンスにつる性植物を登らせ緑化した部分  
・壁面緑化資材を用いた看板

#### ⑦既存樹木の保全

- ・樹種は問いません。

#### ⑧樹名板の設置

- ・「道路から容易に眺望できる」または「不特定の人が立ち入って見ることができる」場所にある樹木の種類の半数以上に設置してください。
- ・公衆が容易に視認できる場所に設置してある樹名板に限ります。
- ・同一樹種は1カ所以上設置してあれば構いません。

#### ⑨在来種の植栽

- ・植栽樹種の種類、緑化面積、植栽本数のいずれかの10%以上を在来種とした場合に加点されます。

#### ⑩生きものの住処・餌場の設置

- 例) ・鳥などの餌となる実のなる樹木を植栽      ・樹木に巣箱を設置      ・水盤を設置

⑨在来種 ⑩実のなる樹木 の例は『名古屋市公式ウェブサイト「NICE GREEN なごや」について』に掲載してあります。

名古屋市公式ウェブサイト⇒事業向け情報⇒道路・川・みどり  
⇒緑化地域、風致地区、特別緑地保全地区、みどりの補助金等  
⇒「NICE GREEN なごや」について⇒樹木等の植栽と維持管理

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008208.html>

※掲載以外のものでも計上することができます。

